

情報あら

『登別市総合防災訓練』を実施します

登別市防災会議は、北海道曹達(株)幌別工場敷地内を会場に、地震、津波、大雨災害を想定した総合防災訓練を行います。

訓練当日は、千歳町や幌別町、中央町地域周辺で、パトカーや消防車などがサイレンを吹鳴して避難勧告を行います。

避難勧告を行う際は「訓練、訓練」と広報しますので、実際の災害とお間違えのないようにご注意ください。



また、訓練会場では、自衛隊などの各関係機関が参加し、ヘリコプターによる負傷者搬送などの訓

練も予定していますので、市民のみなさんの見学をお願いします。なお、大雨など荒天の場合は訓練を中止することがあります。

日時 7月11日(金) 9時30分～12時

会場 北海道曹達(株)幌別工場敷地内

問い合わせ 総務課
(☎851130)

国民年金保険料を

納めるのが困難な場合は

国民年金には、免除制度や学生納付特例の制度があります。国民年金保険料を納められないときはご相談ください。

免除制度

国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請によって国民年金保険料を免除する制度です。

全額免除 前年の所得に基づき、保険料の全額(月額1万3千300円)を免除

半額免除 前年の所得に基づき、保険料の半額(月額6千650円)を免除し、半額を納める

半額(全額)免除期間については、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額を計算する際は保険料を納めた期間の3分の2(全額免除の場合には3分の1)として計算され

ます。

ただし、半額納付分を納めなかった場合は、その期間は未納扱いとなり、老齢基礎年金の受給資格期間にも年金額にも算入されません。

免除の対象となる所得の基準は世帯構成などにより異なります。これまで『4月～翌年3月』であった保険料免除承認期間は、平成14年度から『7月～翌年6月』に変更されました。7月から免除を希望される方は8月末までに申請してください。

手続きには、納入通知書、印鑑、申請の理由が失業の場合は『雇用保険受給資格者証』または『雇用保険被保険者離職票』が必要で

学生納付特例制度

大学、大学院、短大、高等学校、専門学校(一部適用にならない学校があります)に在学する20歳以上の学生であつて、学生本人の前年の所得が68万円以下(扶養親族の数により異なります)であれば申請により国民年金保険料の支払いが猶予されます。

学生納付特例期間は、10年以内であればその期間の保険料を後払い(追納)することができま

映されません。

手続きには、納入通知書、印鑑、学生証のコピーまたは在学証明書が必要です。

問い合わせ 保険年金課
(☎851771)

重症急性性呼吸器症候群

(SARS)に関する相談

中国や台湾など東アジアを中心に重症急性性呼吸器症候群(SARS)が流行し、外務省はこれらの地域への不要不急の渡航の延期を勧める危険情報を出しています。

SARS感染地域から帰国した方で、10日以内に発熱やせき、呼吸困難などの呼吸器症状があらわれたときはSARSが疑われますので、そのような際には周囲の方への感染を防止するために、まず保健所に電話相談してください。問い合わせ 室蘭保健所健康推進課(☎229131)

市町村振興宝くじ

(サマージャンボ)
7月14日(月)から発売

市町村振興宝くじ(サマージャンボ)の収益金は、市町村の明るく住み良い街づくりなどに使われます。